原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

「被告が昭和三五年六月一五日原告の訴願についてした裁決を取り消 す。昭和三五年二月二八日執行の千葉県市川市長選挙を無効と確定する。訴訟費用 は被告の負担とする。」との判決を求め、被告代理人は請求棄却の判決を求めた。 原告は、請求の原因として次のとおり述べた。

原告は、昭和三五年二月二八日執行の千葉県市川市長選挙の候補者であつ た。_

原告は、右選挙に立候補するにあたり、同選挙を管理する同市選挙管理委 員会(以下市選管と略称する。)に対し、自己の属する政党の名称を「民主社会党」として届け出ておいたところ、市選管は、公職選挙法第一七三条第一項の規定 による党派別掲示をするにあたり、原告の所属政党を「民主社会党(肥後)」と表 示した。

しかしながら、市選管の右の処置は、次の理由により、右公職選挙法第一 三条の規定の趣旨に反するものである。

原告を代表者とする民主社会党とAを代表者とする民主社会党とが、同一名称で はあるが、別異の政党であることは事実である。けれども、選挙管理委員会が候補 者の氏名および党派別の掲示をするにあたり、勝手に所属政党等の名称につき付加 削除等修正を加えることは許されないものと解すべきであり、このことは、かつて 公職の選挙にあたり、きわめて字数の多い政党名を届け出た者があつたため、公職選挙法施行令第八八条を改正し、その第三項として、届出書に記載する政党その他の政治団体の名称が字数二〇をこえる場合においては字数二〇以内の略称をあわせ て記載しなければならない旨の規定を追加したことからみても明らかである。けだ し、選挙管理委員会が届出のあつた政党等の名称につき自由に付加削除等の修正を なし得るとすれば、前記のような法令の改正をする必要はないはずだからである。 しかも、本件市川市長選挙に際しては、原告以外に前記両民主社会党に属する候補 者は存しなかつたのである。昭和三五年二月二六日執行の神奈川県藤沢市長選挙の 場合も、本件と同様の事情であつたが、同市選管は本件市川市選管の掲示にみられ るような区別はしなかつた。なおまた、かつて自治庁は日本社会党および自由民主 党が二つ届けられ選挙が行われた当時、部内の取扱上日本社会党(左派)日本社会 党(右派)と区別して取り扱うのは差支ないが、対外的の掲示その他においては区 別して取り扱つてはならない旨各選挙管理委員会に通達し、その趣旨に従つて選挙 が実施されたこともある。

要するに、市選管の前記政党名の表示方法は違法というべきであり、このような 違法の処置をとられたため原告は当選に必要な得票数が得られずして落選したもの である。

もし単に「民主社会党」として掲示されていたならば、原告の当選は確実であつ たのであるから、選挙の結果に異動を及ぼすべきことは明白である。

そこで、原告は、当時市選管に対し選挙の効力に関する異議の申立をした 市選管は同年三月二九日付で異議申立を棄却する旨の決定をしたので、原 告はさらに同年四月七日被告に対し訴願を提起したが(当初の訴願提起には方式の 不備があつたので、同月一三日追完した。)、被告もまた同年六月七日付で訴願棄却の裁決をし、その裁決書の謄本は同月一五日原告に送達された。 五、よつて、原告は請求の趣旨のような判決を求めるため本訴請求に及んだ。

被告代理人は次のように答弁した。

原告主張の第一、第二および第四項の事実は認める。

同第三項については、公職選挙法施行令第八八条中改正追加の経緯に関する事実 は認めるが、このことは党派別掲示の方法に関する原告の見解を正当づけるもので はない。本件市川市長選挙に際し、民主社会党所属として立候補した者が原告のみであったことは争わないが、右市長選挙と同時選挙として同日同市において執行さ れた市川市議会議員補欠選挙には民主社会党からBが立候補していた。

藤沢市長選挙における掲示方法、自治庁通達に関する原告の主張事実は知らな

本件市川市長選挙に際し、市選管のとつた候補者の党派別掲示の方法は、 次の理由によつて適法であり妥当のものである。

公職選挙法第一七三条が候補者の氏名のほか、党派別の掲示をしなければならな

三、 以上の次第で、原告の本訴請求は失当として棄却せらるべきである。 立証として、原告は甲第一、二号証を提出し、乙第一号証の成立を認め、被告代 理人は、乙第一号証を提出し、甲号各証の成立を認めた。 理 由

原告の主張する第一、第二および第四項の事実については当事者間に争いがない。

そこで、本件市川市長選挙に際し、市選管が公職選挙法第一七三条による候補者 の氏名および党派別の掲示をするのに、原告の属する政党の名称を「民主社会党 (肥後)」と表示したことが違法かどうかを判断する。

〈要旨〉公職選挙法第一七三条において、市町村の選挙管理委員会が各選挙につき、候補者の氏名のほか党派別の掲〈/要旨〉示をしなければならないと規定しているのは、当該候補者がなんらかの政党、その他の政治団体(以下単に政党という。)に属しているかどうか、属しているとすればどういう政党に属しているのかをのにして、選挙人に周知せしめ、もつて投票すべき候補者を選択するための判断の資料に供せしめようとするにあるものと解せられる。けだし、選挙人は、候補者の人格、識見等のほか、政党関係によりその政治上の主義をも考慮して投票するにある。したがつて、候補者がその所属政党と打て、これを選択するの名称をもつ政党が二以上存在し、彼れと此れと記されるおそれがあるときは、候補者の党派別の掲示をするにあたり、選挙の規定を書しない限度において、これを区別するための方法を講ずることは、特段の規定のないがで、必ずしもこれを禁止する趣旨と解する。

そしてこのことは前記のような同一名称で実体を異にする各政党の所属者が、それぞれ同一選挙に同時に立候補した場合にのみ限定する必要はない。けだし同様のおそれはこの場合にも決して存在しないとはなし得ないからである。

よつて本件の場合をみるに、原告が、本件市川市長選挙に際し、所属政党として 市選管に届け出た民主社会党は原告を代表者とする政党であり、これと名称は同一 であるが実体を異にする政党として、Aを代表者とする民主社会党が存在すること は原告自から主張するところであり、右後者の民主社会党が、自由民主党、日本社 会党とならび当時わが国における三大政党の一つであつたことは公知の事実であ る。

したがつて、本件市川市長選挙の候補者の党派別掲示をするにあたり、原告の所属政党を単に「民主社会党」と表示するときは、選挙人をしてAを代表者とする民主社会党と誤認せしめるおそれが多分にあつたものとみなければならないのであり、市選管はかかる誤認を防止するための処置として原告主張のような表示方法をとつたものと解せられるから、市選管のこの処置を違法不当であるという原告の主張は当たらないものといわねばならない。

以上の理由により、原告の異議申立を棄却した市選管の決定を維持すべきものとし、原告の提起した訴願を棄却した本件裁決は相当である。よつて、これが取消と本件市長選挙を無効とすべきことを求める原告の本訴請求はその理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 原増司 裁判官 山下朝一 裁判官 多田貞治)